

## 障害のある人への手当制度

☎障害福祉課 ☎(582)1168 ☎(581)0203

重度または中度の障害のある人に対して手当制度があります。手当の認定にあたっては、障害の内容や状態、所得状況などについて審査があり、支給は申請された月の翌月分からです。詳しくは、上記へお問い合わせください。

手当の種類	対象者	支給月額 (令和6年4月からの改定額)	支給月
特別障害者手当	20歳以上の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1の障害が重複している人など)があり、常時特別の介護を要する状態の人	28,840円	5月、8月、 11月、2月
障害児福祉手当	20歳未満の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1など)があり、日常生活が著しく制限され介護を要する児童	15,690円	
特別児童扶養手当	20歳未満のおおむね中度以上の障害のある児童を養育している人	(1級)55,350円 (2級)36,860円 ※1級…重度障害児、 2級…中度障害児	4月、8月、 12月

## 令和6年度 各種助成券交付

☎障害福祉課 ☎(582)1168 ☎(581)0203

心身に障害のある人の社会参加などの支援のため助成券を交付します。助成券は市指定の事業所での利用に限り、利用期間は申請月～令和7年3月です。令和5年度中に助成を受けた人は、令和6年度分の各種助成券をまとめて郵送しますので、同封の申請書類に必要事項を記入のうえ、返送してください。返送がない場合、次年度以降は郵送しません。



ホームページ

### 福祉タクシー運賃助成券・自家用自動車燃料費助成券

助成券 500円券×2枚/月(4月に申請した人には合計25枚を交付します)

☎身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人  
(自家用自動車燃料費助成券の場合は、自動車税の減免を受けていること)

持各種障害者手帳

☎4月1日(月)から申請書を上記へ提出。申請書は上記窓口を設置または、市ホームページからダウンロード可。

☎助成券はいずれかの交付となり、年度途中での変更はできません。

### 紙おむつ費用助成券

助成券 2,000円券×2枚/月

☎3～64歳の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの交付を受け、在宅で紙おむつを常時使用している人  
(ほかの紙おむつ給付制度を受けている人は除く)

持各種障害者手帳

☎4月1日(月)から申請書を上記へ提出。申請書は上記窓口を設置または、市ホームページからダウンロード可。

## 20歳になる皆さまへ 国民年金加入のお知らせが届きます

☎国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(583)9738

20歳になると日本年金機構から国民年金(1号被保険者)に加入したお知らせが届きます(厚生年金に加入している人は除く)。

国民年金は、老後の暮らしや、病気・けがで障害が残ったとき、一家の働き手がなくなったときに、社会全体で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

20歳の誕生日からおよそ2週間以内に「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」などが届きます。

国民年金保険料は将来年金を受け取るために納めることが義務付けられており、納付をするのが難しい場合は「免除・納付猶予制度」、学生の場合は「学生納付特例制度」を活用し、未納のままにならないよう手続きをしてください。

国民年金の制度内容や保険料の納付方法、免除手続きなど詳しくは、右記二次元コードの動画をご覧ください。



厚生労働省  
YouTube